

妙高市内郵便局窓口におけるプレミアム付商品券の受託販売について

1 概要

妙高市において、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う地域経済減少の支援策として、妙高市プレミアム付商品券（仮称）（以下、「商品券」という。）の販売を実施することとなり、妙高市からの依頼により、妙高市内の全郵便局（12局）において商品券の販売を行う。

2 プレミアム付商品券

5,000円で10,000円分の商品券を購入（5,000円のプレミア付き）

3 郵便局での取扱等

郵便局で商品券の受託販売を行うにあたっての取扱等は、以下のとおり。

(1) 販売場所及び販売時間

販売場所は、郵便局における郵便窓口（ゆうゆう窓口は除く）。販売時間は、当該窓口営業時間。

(2) 郵便局での取扱

- ア 商品券の受入、在庫管理
- イ お客さま来客時の引換券の確認
- ウ 商品券の販売（郵便窓口端末への入力）
- エ 売上金の送金（ゆうちょ銀行口座あて）
- オ 販売期間終了後の在庫返納（使用済み引換券の返送を含む）

(3) 郵便局における販売手数料

1冊50円（税込）

4 販売期間

2020年6月15日（月）から2020年7月31日（金）まで

5 販売方法等の事前研修

商品券を販売する郵便局に対し、支社で作成した運用マニュアルを提供し、当該局において、関係社員に対する事前研修等を実施。

実施日は、2020年6月2日（火）～2020年6月4日（木）を予定。

6 その他

(1) 商品券を販売する郵便局に対し、支社から契約書等の写しを送付し、適正な商品券の取扱に向けた体制構築を指示。

(2) 新型コロナウイルス感染防止策として、妙高市から商品券を発送する際、分散購入等を促す注意文の添付及び地域ごとに販売時期の調整等を実施する。